

## 1 豊田市のいじめの防止等に関する取組

(1) 平成27年度9月までの教育委員会の主な取組

①いじめの状況調査

- \* 豊田市毎月はいじめの状況調査
- \* 豊田市前期いじめの状況調査

②いじめ対応に関する教員等の研修

- \* パルクとよた現職研修訪問

いじめ対応に関する研修 3校 (野見小、冷田小、萩野小)

- \* 教員向け いじめ対応研修会 平成27年7月14日(火)

講演「いじめによる重大事件を防ぐために何が必要か

～名古屋市中2自死事件の検証を経験して～

講師 豊田市子どもの権利擁護委員 弁護士 間宮 静香 氏

- \* パルクとよた 公開セミナー 平成27年9月25日(金)

講演 「北欧における『いじめ』対応と『いじめ防止プログラム』の特色

— 日本のいじめ政策と比較して —

講師 愛知教育大学 教育行政学 教授 松原 信継 氏

③各種会議、事業等

- \* 豊田市いじめ・不登校対策推進委員会いじめ問題対策部会の開催

平成27年6月12日(金)、8月5日(水)、8月18日(火)、10月14日(水)、  
11月13日(金)

- ・いじめの早期発見・早期対応について  
(アンケート、教育相談の効果的な運用モデルプランの作成)
- ・子ども向け啓発資料の作成について
- ・子どもの権利学習プログラムの改訂について(次世代育成課との協働)

- \* 児童生徒、保護者向けいじめに関する研修会

美里中

講師 豊田市子どもの権利擁護委員 弁護士 間宮 静香 氏

平成27年12月15日(火)

寿恵野小

講師 教育講演家 青嶋 宮央 氏 平成27年12月10日(木)

井郷中、前林中、東山小、挙母小(現在、計画・準備中)

(2) 各学校での取組

①いじめ防止委員会の実施状況（平成27年4～7月）

会議の実施状況	小学校	中学校
①週に1回程度実施した	0	3
②2週間に1回程度実施した	3	3
③1か月に1回程度実施した	45	11
④2か月に1回程度実施した	16	5
⑤いじめ事案が起きた場合に、臨時で実施した	15	1
⑥その他	10	5

（平成27年8月 愛知県教育委員会調査結果より）

②委員会設置後の対応の変化

委員会設置後の対応の変化の様子（複数回答可）	小学校	中学校
①いじめ事案について情報共有が図れるようになった	60	22
②組織的な対応ができるようになった	55	18
③対応の迅速化が図られた	45	15
④外部人材の活用により、解消に向けた対応がスムーズになった	14	1
⑤外部人材の活用により、被害者・加害者双方への効果的な指導・支援ができるようになった	12	2
⑥以前と変化は感じられない	8	2
⑦その他	3	2

（平成27年8月 愛知県教育委員会調査結果より）

③そのほかの活動

- ・いじめ防止集会の開催
- ・いじめ防止のポスターや標語づくり
- ・いじめ防止黄色リボンの着用
- ・臨床心理士など外部講師を招聘した現職教育
- ・ICT支援員と連携した情報モラル教室の開催
- ・いじめ撲滅に向けて「NHK100万人の行動宣言」への参加
- ・人間関係を円滑にするための話し方や聞き方、グループワークトレーニングの実施 など

## 2 豊田市いじめ防止対策委員会の取組について

(1) 第1回 豊田市いじめ防止対策委員会 平成27年6月2日（火）

①報告

- ・豊田市いじめ防止基本方針について
- ・豊田市のいじめの現状について
- ・豊田市のいじめの防止等に関する教育委員会や学校の取組

## ②議 事

- (ア) いじめ防止対策委員会の取組内容について
  - ・ いじめ問題調査委員会の具体的な取組の検討
  - ・ いじめの解消の定義についての検討
- (イ) 教育委員会としての具体的な取組について
  - ・ いじめの調査の充実
  - ・ 研修会の充実

## (2) 第2回 豊田市いじめ防止対策委員会 平成27年10月20日(火)

### ①報 告

- ・ 豊田市のいじめの現状について
- ・ 豊田市のいじめの防止等に関する教育委員会や学校の取組

### ②議 事

- (ア) いじめの解消の定義についての検討
    - ・ いじめの解消についての定義を作成していく方向で進めていく  
但し、解消と判断するためのめやすとなるものも作ったほうがよい
  - (イ) いじめの未然防止に関する具体的な取組の検討
    - ・ いじめ防止キャッチコピー(合言葉)の募集、周知  
概要 : 豊田市オリジナルのいじめ防止のキャッチコピー(合言葉)を募集し、優秀な作品を表彰する。  
最優秀作品を豊田市のキャッチコピーとし、ポスターにて、学校や公共施設等に掲示をする。  
併せて、今後、キャッチコピーを中心に継続的な啓発活動を展開し、市全体にいじめ防止の意識を浸透していく  
募集対象 : 小中学生、市民  
方法 : 学校へは文書、広報とよた、市ホームページ等で募集案内  
時期 : (案) 募集5~6月  
表彰、ポスターORチラシ作製・配布等については、今後調整  
表彰内容 : 最優秀賞 1名 優秀賞 3名 入賞 10名  
記念品 図書カード
- \*その他の展開例(案)
- ・ キャッチコピーを含めたポスター募集
  - ・ 子ども条例のマスコットキャラクターとのコラボグッズ作成
  - ・ いじめ防止週間、キャンペーンの実施
  - ・ 「黄色リボン」「いじめ撲滅バッジ」着用の全市的な展開
  - ・ 児童会や生徒会による人権宣言の作成 等
- (ウ) いじめ問題調査委員会の設置や調査・報告方法について
    - ・ 重大事態の例の中に、いじめがきっかけと思われる長期欠席の場合が含まれる。  
不登校のきっかけがいじめの場合、対応を大事にしたい。
    - ・ 外部機関や学校と連携し、早い時期につながりを作っていくことが必要。